

一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会（以下「協会」という。）が発行する広報紙等の印刷物や、運営管理するホームページ等に掲載する広告の取扱いについて定める。

(広告の範囲)

第2条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

なお、広告を掲載中であっても該当するに至った場合は同様とする。

- (1) 法令等で禁止され、または法令に抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (3) 男女共同参画社会の実現を妨げるおそれのあるもの
- (4) 人権侵害のおそれのあるもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告または個人の宣伝に係るもの
- (6) 当該広告事業の内容を協会が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (7) 公衆に不快の念または危害を与えるもの
- (8) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
- (9) 協会の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (10) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められる場合
- (13) その他協会が掲載を行う広告として不適切であると認めるもの

(広告の規格等)

第3条 広告について、規格、制限事項、掲載位置、掲載期間、広告掲載料金（以下「広告料」という。）、選定方法等については、協会が別途定める。

(広告掲載の募集)

第4条 広告掲載の募集については、ホームページ等を通じて周知する。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載希望者（以下「広告主」という。）は、広告掲載申込書により、協会あて申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第6条 協会は、第2条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 広告掲載の可否を決定したときは、その結果等について、広告主に通知する。

(広告料)

第7条 広告料については、別途定める。

2 広告料は、指定期日までに一括前納することを原則とする。

(広告原稿及びデータの作成並びに提出)

第8条 広告主は、広告原稿及びデータを作成し、指定する期日までに指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿及びデータは、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告料の返還)

第9条 一旦、支払われた広告料は返還しない。ただし、特段の理由があるときは、その全部または一部を返還することがある。

(広告掲載の取消し)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告、その他何らの手続を要することなく広告の掲載を行わないことができる。

- (1) 指定する期日までに広告料の支払がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) その他必要と認めたとき

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、書面による申出により広告掲載を取り下げることができる。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

附 則

1 この要項は、平成27年7月1日から施行する。